

第3章 佐伯城跡の概要

第1節 指定に至る経緯

佐伯城は明治6年（1873）の廃城令により、山頂の曲輪群にある建造物がすべて解体されたと考えられる。一方、三の丸の建造物は解体を免れ、御殿は庁舎や学校、公会堂等として利用され続けた。しかし、この過程で御殿は改築や解体が進み、昭和45年（1970）には佐伯文化会館の建設に伴い、最後まで残っていた玄関周辺部分についても解体が決定された。これに対し、郷土史研究者らを中心に保存を求める声が相次ぎ、玄関周辺部分を船頭町に移築し、集会所（通称「住吉御殿」）として利用することで決着した。

昭和40年代（1965～1974）後半から郷土史研究団体等により佐伯城跡に関する調査・研究が行われるようになり、佐伯市教育委員会においても昭和50年（1975）に旧藩主毛利家から寄贈を受けた藩政史料の整理、目録作成を行った。

昭和51年（1976）には、佐伯城内に唯一現存する建造物である三の丸櫓門が、「佐伯城三ノ丸櫓門」として大分県の有形文化財に指定された。

平成6年（1994）からは、佐伯藩家老らが記録資料を整理した『佐伯藩史料 温故知新録』（令和7年（2025）時点で第13巻まで刊行）の編集・刊行事業を開始し、現在まで継続している。

しかし、史跡としては行政による本格的な調査は行われておらず、測量成果に基づく正確な平面図が無いことで学術機関や公園管理事業との連携に支障をきたしていた。そこで、研究・活用・維持管理のための基礎資料を得るため、平成21年度（2009）から平成25年度（2013）にかけて1次調査として測量調査を実施した。1次調査の成果を受け、佐伯市は令和元年（2019）に佐伯市文化財保護条例により、佐伯城跡を市の史跡に指定した。

1次調査では詳細な発掘調査等を実施しておらず、後の課題として残されていた。課題の1つであった石垣の現状把握を行うため、平成27年度（2015）から2次調査を開始した。調査の過程において、特殊な石垣や豊富な絵図・文献史料の存在が確認されたことから調査の内容を拡充し、石垣調査を主軸に文献史料調査と発掘調査（確認調査）を行う佐伯城跡の総合調査とした。

これらの調査・研究と並行して、平成28年度（2016）に「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」を定め、佐伯城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として意識の高揚を図るために石垣清掃ボランティア事業を開始した。

このような状況のなか、同年9月の台風により雌池の遺構に被害が生じた。調査指導委員会の指導を受け、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて被災箇所は復旧できたが、佐伯城跡の保護がさらに求められることとなった。

その後も継続していた2次調査について令和3年（2021）に『佐伯城跡総合調査報告書（総論編・資料編）』を刊行した。調査成果を基に国への意見具申を行い、文化審議会への諮問、文化審議会からの答申を経て佐伯城跡は令和5年（2023）3月20日付けで国指定の史跡となった。

第2節 指定に至るまでの調査成果

2-1 調査概要

佐伯市教育委員会は平成21年度（2009）から平成25年度（2013）にかけて佐伯城跡の研究・活用・維持管理のため、基礎情報の収集を目的とした1次調査、平成27年度（2015）から令和3年度（2021）にかけて佐伯城跡の総合調査として2次調査を実施した。1次調査及び2次調査の概要は以下のとおりである。

表3-1 1次調査の概要

調査年度	概要
平成21年度（2009）	二の丸・西出丸の平面測量、山腹の踏査
平成22年度（2010）	本丸・北出丸の平面測量、山腹の踏査
平成23年度（2011）	雄池・雌池・若宮の道の北出丸から雌池までの平面測量、雄池・雌池周辺の1/50実測図を作成、山腹の踏査
平成24年度（2012）	三の丸・捨曲輪・登城の道の平面測量、各曲輪測量図と地形図の合成、佐伯城跡・城下町の空中写真撮影
平成25年度（2013）	調査成果の統合、報告書の作成

表3-2 2次調査の概要

調査年度	概要
平成27年度（2015）	三の丸櫓門左右・庭園部の石垣調査票の作成
平成28年度（2016）	天守台・本丸の石垣調査票の作成、雄池・雌池の清掃と3Dモデルの作成
平成29年度（2017）	二の丸北半・本丸北側・雌池前面の石垣調査票の作成、二の丸二重櫓下の石垣の3Dモデル作成、本丸外曲輪北斜面の石垣の清掃、雄池・雌池の確認調査
平成30年度（2018）	二の丸南半、西出丸、北出丸南半、雛壇状石垣の石垣調査票の作成
令和元年度（2019）	北出丸北東部の石垣調査票の作成、雛壇状石垣の3Dモデルの作成、三の丸の確認調査、三の丸庭園の平面実測、雌池の復旧
令和2年度（2020）	北出丸北西部と北斜面・登城の道・西出丸南西斜面の石垣調査票の作成、二の丸・捨曲輪の確認調査、瓦の表面採集、絵図・文献史料の整理・調査
令和3年度（2021）	若宮の道・独歩の道・城山斜面部の石垣調査票の作成、表面採集・出土瓦の整理、文献史料の整理・調査、建造物の調査、総合調査報告書の作成

2-2 測量調査

平成21年度(2009)から平成24年度(2012)まで実施した測量調査は、佐伯城跡が所在する城山全体を対象に実施した。測量成果と元文3年(1738)作成の「御城并御城下絵図」をはじめとする近世の絵図類との比較から、現況の曲輪構造が近世の頃から大きな改変を受けていないことを確認した。

また、山頂部では曲輪の平面形状に横矢を掛けるための折れの組み合わせがほとんど見られず、鈍角を多用することで可能な限り本丸・二の丸の曲輪内面積を確保しようとする一方、廊下橋を経由する本丸への道筋を複雑・立体的にすることで防御機能を補完するという縄張の特徴を見出すことができた。さらに、城郭範囲について調査当初は山頂の本丸、本丸外曲輪、二の丸、北出丸、西出丸のみと考えていたが、過去には注目されていなかった捨曲輪も城郭の一部として位置付け、山頂の曲輪群だけでなく三の丸や城道、雄池・雌池を含めた城山全体と捉えることとした。

山腹の踏査では、登城の道で絵図に描かれた池と一致する池跡、独歩碑の道で近世の城道の一つに由来すると考えられる細道を発見した。登城の道とその他3本の道の一部区間は絵図に描かれた城道に一致することが確認でき、登城の道は最も正式な登城路、すなわち大手道であったと考えられる。各曲輪に残存する建物遺構の検討も行い、山頂の曲輪では絵図に描かれた塀や櫓、門といった建造物の石敷や基礎石列が残存していることを確認した。

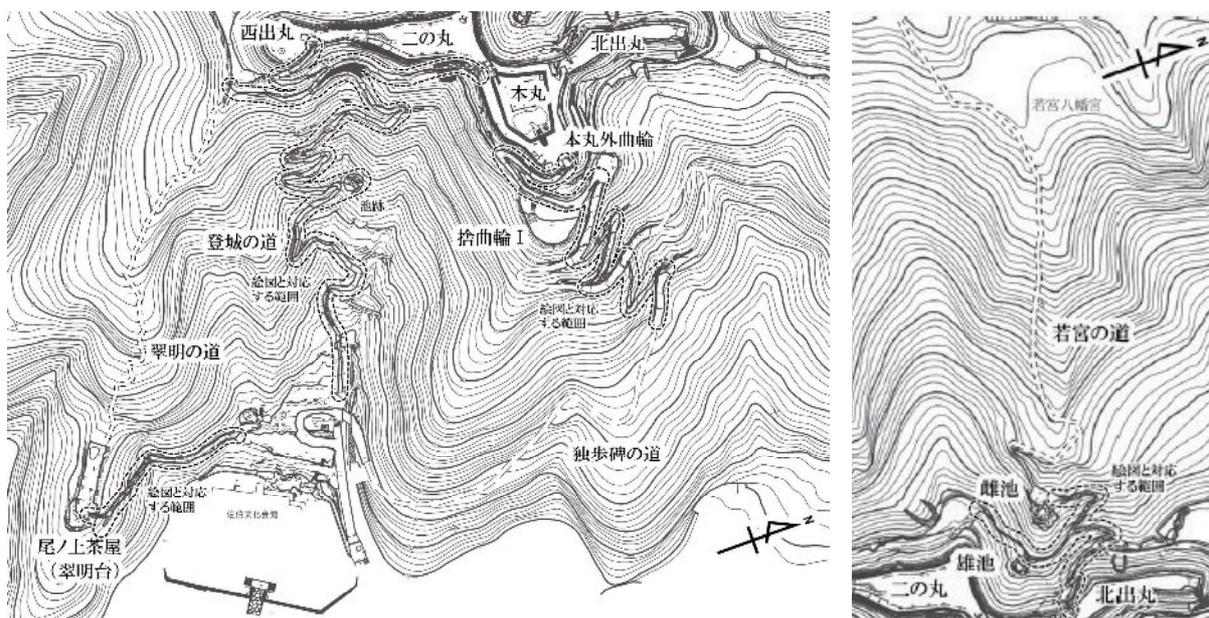


図3-1 登城路の絵図と対応する範囲(『佐伯城跡総合調査報告書』より引用)

令和元年(2019)には、三の丸の御殿背面において測量調査を実施した。調査成果から、御殿背面に配置された池や巨石は、御殿から観賞する庭園の景石や枯滝の遺構であることが判明した。

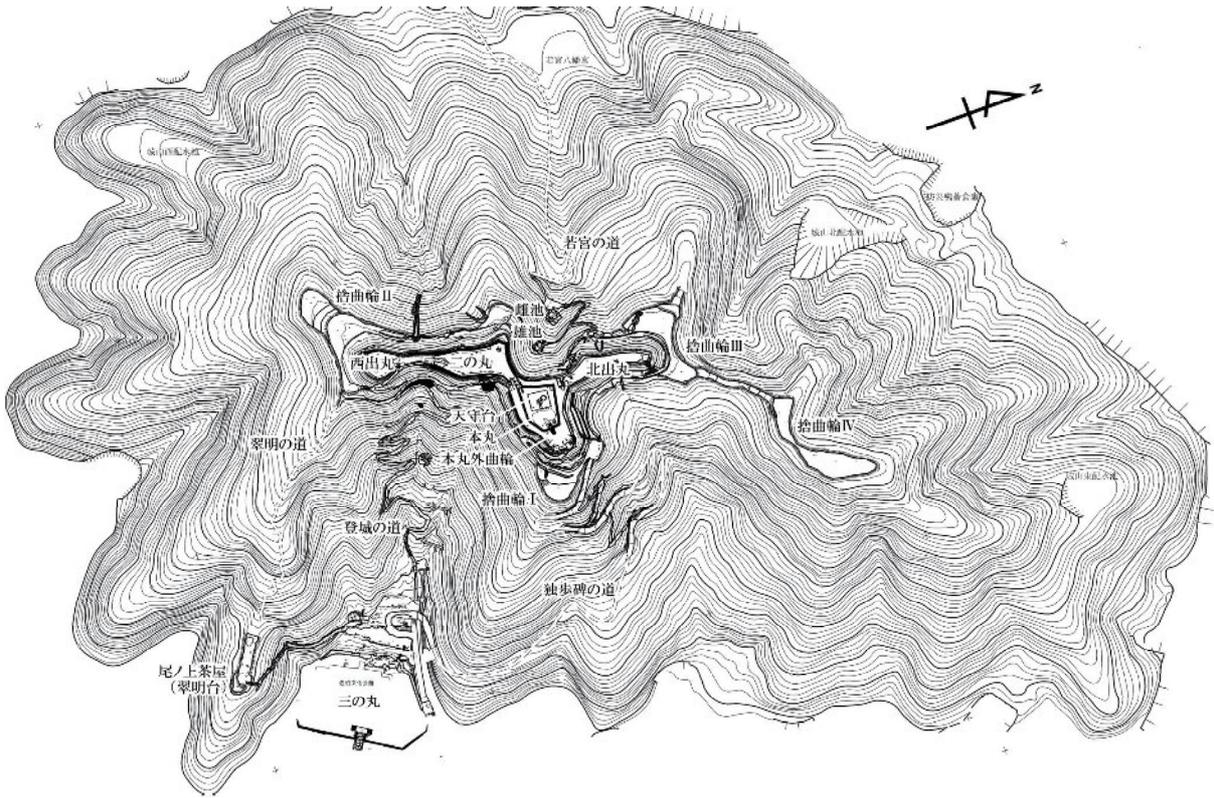
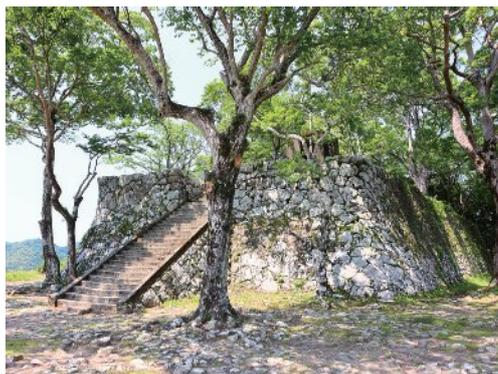


図3-2 佐伯城跡全体測量図（『佐伯城跡総合調査報告書』より引用）



図3-3 「御城并御城下絵図」(元文3年(1738)作成)(城郭範囲を掲載)



本丸・本丸外曲輪



二の丸



西出丸



北出丸



三の丸



捨曲輪 I



雄池



登城の道

2-3 石垣調査

石垣調査は測量調査によって分布を把握した石垣の現状把握を目的として、平成27年度(2015)から令和3年度(2021)まで実施した。石垣の隅から隅までの間を1面と捉え、天守台5面、本丸10面、本丸外曲輪38面、二の丸30面、西出丸18面、北出丸21面、三の丸19面、雄池・雌池・城山斜面30面の合計171面の石垣を対象に、石垣調査票(石垣カルテ)を作成した。また、石垣の修理履歴の把握や特徴的な石垣について3Dモデルの作成も行った。

○本丸

天守台は絵図と同様の位置・形状で残っているが、築城時に天守が建っていた石垣であるかは不明である。北・西・南面は樹木の影響による孕みが生じている。平成17年(2005)に北面天端の一部が倒木により崩れ、修理作業が行われた。

東面は明和・安政の地震により崩壊し修理されており、昭和4年(1929)の毛利神社建設後には二重櫓跡に階段が設けられ、左右の石垣も基底部から積み替えられた。

西・北面は安政地震により崩壊し、修理されている。

南面は樹木の影響による孕みが生じている。廊下橋跡の石垣は左側角部が積み替えられ、上下で稜線の角度が異なる。



毛利神社前面の石垣
(昭和4～20年頃の写真)

○本丸外曲輪

東・南面は天端部近くの樹木の影響による孕みが生じ、南東側の石垣には樹根が天端部から基底部まで張り付いている。

西面は安政地震により孕みが生じた箇所、積み替えられた目地が明瞭に残る。

南面は延享元年(1744)の風雨で崩れ、修理された。虎口の石垣は宝永地震により崩壊し修理されており、さらに後世に上部が積み替えられたと考えられる。

北面では明治初期製作の「御山城之図」等に描かれる排水口の床石が露出する。左側の石垣は享保19年(1734)の大雨により下部の斜面とともに崩れ、その後明和地震で孕みが生じ、2度修理されている。また、樹根が築石の間隙から飛び出し基底部まで張り付いている。虎口の石垣は本来の天端を失っており、隅角部は樹木の影響によるずれが生じている。



北西上方からみた雛壇状石垣
(3Dモデル)

さらに、曲輪外の北斜面で雛壇状の石垣を確認した。合計4段のはばき石垣（孕み等に対する補強のため、石垣を前面から覆うように築いた石垣）を一体の構造物として築いたもので、天端面にも石垣を敷き、隅部の平坦面はカーブを描くなど、通常の城郭石垣には見られない特徴を持つ。絵図・文献史料から、この雛壇状石垣は享保19年（1734）の大雨で崩壊した斜面を修理するため、翌年に安芸国江波（現在の広島県広島市）の石工（江波・恵葉と呼ばれることもあった）を招いて構築した擁壁遺構であることが判明した。

○二の丸

東面は石垣面から複数の樹木が生え、保存上の懸念がある。右側の石垣は岩盤の直上に築かれており、安政地震により崩れた箇所には積み替えの痕跡が残る。廊下橋跡の石垣はコンクリート橋の影響による孕みが生じている。本丸外曲輪に接続する階段部分の石垣は基底を除き、後世に積み替えられた可能性が高い。

西面は安政地震で高さ二間・幅十間に渡り崩壊し修理されており、大きな積み替えの目地が残る。中央部には法面の孕み、築石の割れが多くみられる。

南面は安政地震により孕みが生じ、修理されている。虎口外側の石垣は法面の沈下と天端中央部の大型の樹木の影響による石材の突出が生じている。

北面の二重櫓下の石垣は、裾部に毛利高政の築造以前にあたる文禄期（1592～1596）の技術が用いられていることが判明し、史跡佐伯城跡で最古期の石垣であると位置付けられた。



二の丸二重櫓下の石垣

○西出丸

東面は階段左側に崩れと大型の樹木の影響による孕みと著しい石材の突出・ずれが生じている。

西面では明治初期の「御山城之図」で描かれる排水口を確認した。左側の石垣は宝永6年（1709）以前に修理が行われている。中央の石垣天端部には樹根による崩れが生じている。

南面は安政地震により孕みが生じ、積み替えた際のものと考えられる目地が残る。同地震により、二重櫓下では石垣を支える岩盤にまで被害が及んだため、曲輪形状の変更を伴う石垣の積み直しが行われたとみられる。なお、現状でも天端が斜面方向に傾くことから、地盤のズレが生じていると考えられる。



曲輪形状を変更した石垣

また、南東側斜面に築かれた石垣を確認した。表土に覆われており、複数の石垣に見えるが一面の可能性がある。

○北出丸

東面は中央部の石垣に樹木の影響による石材の割れが生じている。

西・北面は安政地震により孕みが生じ、積み替えられている。二重櫓跡の櫓台はクランク状に折れ曲がっており、修理の際に西出丸の石垣と同様に二重櫓の位置を曲輪内部に後退させて築き直した可能性がある。なお、天端部に段差があり、左右の隅角部の高さが異なっていることから、岩盤のズレが生じていると考えられる。北東側の斜面に築かれた石垣は、岩盤が突き出ていたため崩落防止のワイヤーネットで保護している。

○三の丸

東面では慶長期（1596～1615）の石垣が部分的に残存することが判明した。過去には三の丸は寛永14年（1637）の櫓門創建時に整備されたとの見解が一般的であったが、この成果により三の丸が毛利高政の築城当時から備わっていたことが明らかとなった。

櫓門下の石垣は天保3年（1832）以前のものと考えられる。櫓門左側の石垣は史跡佐伯城跡で最大規模である高さ約4m、長さ約50mを測る。積み替えられており、一部の目地にコンクリートが充填されている。全体的に孕みや石材の割れ、抜けが多く認められた。中央部とやや左には、孕みが生じている箇所下部を押しえるためのはばき石垣があり、右の一部は天端部が1段高くなっていることから、平櫓の櫓台である可能性がある。櫓門を支える石垣には築石の表面に貝殻が付着した痕跡があり、少なくとも一部の石材は海岸部から運ばれたと考えられる。櫓門右側の石垣は天端中央に生えるクスノキの根の影響による、積み替えの目地がある。

三の丸上段東側には土塀の痕跡が残り、球形状のはばき石垣を確認した。このはばき石垣で補修されている石垣には積み替えの目地があり、山頂へと向かう登城路脇の土塀が伸びていた可能性が示唆された。西側の石垣は天端部にわずかに土塀の痕跡が残り、著しい孕みと石材の突出が生じている。

○雄池・雌池

平成28年（2016）に雄池・雌池間の斜面が台風により崩壊し雌池の石垣が大きく崩壊したため、佐伯城跡調査指導委員会の指導のもと令和元年度（2019）に復旧した。

この間、雄池の前面で新たに石垣を発見し、雄池・雌池には取水源だけでなく、排水の調整による治山や治水機能を持っていた可能性が示唆された。また、北西谷部の雄池上方の斜面でも石垣を確認し、雄池・雌池へ流れ込む雨水の流路保護を目的として築かれたと推定した。雨水が集中する流路となっており、中央部に大きな崩れ、下段部分に隙間や孕みが生じている。



新たに発見した雄池前面の石垣

2-4 絵図・文献史料調査

令和3年度(2021)に実施した絵図・文献調査では、過去の研究で把握した各史料の内容を網羅的に検討し、佐伯城の変遷を整理した。調査対象とした史料群は、文献史料3件、絵図史料25点、主要な古写真20点である。

表3-3 史跡佐伯城跡に関する文献史料

文献史料	概要
温故知新録	文政3年(1820)に編さんされた藩政史料集である。佐伯藩家老を務めた関谷長熙 ^{ながひろ} らが佐伯藩の公的記録類から重要事項を編さんしたもので、佐伯藩制史をたどる基本資料に位置付けられる重要史料である。
佐伯藩政史料	17世紀初頭の藩政初期から幕末までの記録がある佐伯藩政史料である。昭和50年(1975)に旧佐伯藩主・毛利家から佐伯市が寄贈を受けた。主に「御用日記」、「郡方町方御用日記」、「御仕置帳」等の一次史料で構成される。
佐伯新聞	大正2年(1913)から昭和13年(1938)まで刊行された地域新聞である。佐伯城跡を取りあげた記事からは近代における佐伯城跡の利用や、旧佐伯町民の意識等を窺うことができる。

表3-4 史跡佐伯城跡に関する絵図史料

絵図史料	作成時期	概要
[佐伯城修復願図] (個人蔵)	宝永6年 (1709)	宝永4年(1707)の地震で崩れた西出丸・登城道の石垣の修復を幕府に願い出るものである。
二之御丸惣地引之図	享保年間 (1716～1735)	宝永6年(1709)～享保13年(1728)の修理に際して作成されたもので、享保12年(1727)頃の作成と考えられる。
[佐伯城絵図] (個人蔵)	享保17年 (1732)	本丸外曲輪の東と北の斜面が崩れたことを幕府に報告するものである。
御城石垣堀破損絵図 (個人蔵)	享保19年 (1734)	風雨により本丸外曲輪北の石垣・堀・その下の斜面が崩れ、その修復を幕府に願い出るものである。
豊後国佐伯城堀石垣下 共二破損之絵図(個人蔵)	享保20年 (1735)	「御城石垣堀破損絵図」と同様の内容を描くものである。
御城并御城下絵図	元文3年 (1738)	佐伯城と城下町の全域を詳細に描くもので、曲輪内部の建造物の外観を描く唯一の絵図である。
豊後国佐伯城破損之覚 (個人蔵)	延享2年 (1745)	前年の風雨洪水により本丸外曲輪の石垣・堀に被害が出たため、修理を願い出たものである。
豊後国佐伯城破損之覚 (個人蔵)	明和7年 (1770)	前年の地震により本丸・本丸外曲輪・西出丸・三の丸の石垣に被害が生じたため、修理を願い出たものである。

絵図史料	作成時期	概要
御城内御絵図惣間取之図 (個人蔵)	天保5年 (1834)	三の丸の御殿奥向きの台所を普請した際のものである。
三御丸絵図面 (個人蔵)	天保5年か (1834)	「御城内御絵図惣間取之図」と同様の間取りを描いたものである。
尾野上御茶屋之尾崎平地 絵図(個人蔵)	嘉永2年 (1849)	享保12年(1727)に三の丸南西の尾根に設けられた尾ノ上茶屋の敷地平面図と考えられる。
豊後国佐伯城破損之覚 (個人蔵)	安政2年 (1855)	前年の地震により本丸・二の丸・西出丸・北出丸・三の丸で石垣や建造物にかなりの被害が生じ、その修理を幕府に願い出るものである。
御奥御建継 (個人蔵)	文久3年 (1863)	文久2年(1862)から翌年にかけて三の丸の御殿奥向きの建て継ぎを行った際のものである。
三御丸五歩壱間之図 (個人蔵)	明治初期	万延元年(1860)に三の丸の御殿御広間等表向きを建て替え、文久2年(1862)から翌年にかけて奥向きの建て継ぎを行った後のものである。
佐伯城下地図 (個人蔵)	明治初期か	城下までを含む絵図で、「明治維新前文久ヨリ慶応年間」の記入がある。
県庁五歩壱間之図 (個人蔵)	明治4年 (1871)	三の丸の御殿が佐伯県庁舎に転用された時のものである。
豊後国佐伯城図 (個人蔵)	明治初期	陸軍による全国の城郭調査の一環で作成されたと考えられる「陸軍省城絵図」の一部である。
御山城之図 (個人蔵)	明治初期か	「豊後国佐伯城図」を下図としたものと考えられ、同一の形状で曲輪が描かれる。
鶴谷城之図	明治初期か	「御山城之図」とほぼ同様の曲輪や建造物を描いたものである。
佐伯藩時代屋敷図	大正4年 (1915)	聞き取り等を実施して明治4年(1871)頃の城下町の各屋敷等の様子を復元したものである。
毛利神社風地図	昭和2年 (1927)	佐伯市に保管されていた「毛利神社創立願一件」の付図である。
毛利神社風致図	昭和8年 (1933)	佐伯町から寄付された山頂の土地を神社の財産として登録する文書に添付されたものである。
御本丸二重御櫓三十歩 一之図(個人蔵)	不明	本丸二重櫓の北側面を描くもので、櫓の左側は外観、右側は内部の柱を描く。
西御丸梁行三拾分一図 (個人蔵)	不明	西出丸の二重櫓西側面を描くもので、櫓の左側は外観、右側は内部の柱を描く。
御櫓拾歩一図 (個人蔵)	不明	二重櫓の内部を描くものであるが、場所は不明である。

※ [] のある絵図史料名は、原題が不明なため仮題を付したものの

○城郭構造に関する記録

築城時にまで遡る史料は確認できなかったが、「温故知新録」の享保11年(1726)や享保年間(1716～1735)の史料には、初代毛利高政による築城時には三重・南向きの天守や二重櫓5棟、平櫓1棟、櫓門4棟、冠木門8棟があったこと、3代高直の代から三の丸に居住したことなどが記されている。なお、三の丸については、石垣調査の結果から築城当初に曲輪が設けられたことは確かであるが、具体的な形状が分かる史料は見つかっていない。絵図史料で最も古い宝永6年(1709)作成の「佐伯城修復願図」には、本丸に天守台のみが描かれており、17世紀のうちには天守が失われたことが分かった。三の丸は現在と同様の形状に整備され、寛永14年(1637)築造の櫓門が描かれている。宝永以前の大掛かりな改修を示す記録が見られないことから、三の丸を除いて築城時から現在まで城郭構造に大きな変化はないと考えられる。

明治4年(1871)の廃城以降の佐伯城跡の様子は「佐伯新聞」や古写真から辿ることができる。明治34年(1901)には国有地となった城山と佐伯城跡が毛利家に払い下げられ、大正13年(1924)に近世の登城路を一部踏襲して登山道を開削したこと、昭和4年(1929)に天守台に毛利神社が創建されたことなどが分かる。また、明治以降に三の丸の御殿が徐々に解体される様子や本丸外曲輪と本丸をつなぐ階段が戦前に設けられたことも、これらの史料から判断することができる。

○修理に関する記録

18世紀以降の史料群からは、城郭の修理に関するものを多数確認することができた。なかでも、6代高慶による宝永6年(1709)から享保13年(1728)までの大修築に関する史料は豊富で、高慶の代までに山頂の曲輪群が荒廃していたこと、宝永4年(1707)に起きた大地震の復旧に合わせて天守以外が旧来の姿に修築されたことが明らかとなった。この約20年間に及ぶ大修築の成果は元文3年(1738)作成の「御城并御城下絵図」から確認することができる。幕府への願い出等には老中の秋元喬知たかともと戸田忠真兄弟たださねらの指導助言があり、諸手続きや佐伯藩の作業体制、工程管理等の記録が詳細に残る。修築の際には、練堀への変更や堀の内側への栗石の敷設が指示され、雨風や排水の対策が行われた。また、享保16年(1731)には捨曲輪が石材置き場に利用された記録が残り、不明確であった近世における捨曲輪の利用方法が一部判明した。

この大修築事業において、天守台で修理に関する諸儀式(斧始め等)、二の丸に建てられた居宅で正月行事等が執り行われていたことから、一般政務を行う三の丸と儀礼の場としての山頂といった使い分けがなされていた可能性が指摘できる。

その他比較的規模の大きな修理として、享保19年(1734)の風雨による斜面崩壊からの復旧、延享元年(1744)の風雨洪水による被害からの復旧、明和6年(1769)の地震被害からの復旧、安政元年(1854)の地震被害からの復旧に関する記録を確認した。

延享の修理はこれまで石垣の修理のみ行われたと考えられていたが、二重櫓5棟すべてとその他の堀や櫓も含めた大掛かりな修理が行われていたことが判明した。また、修理で交換した物の発注方法や納品・検査・代金等の詳細な取引記録により、櫓に上げる鯨しやちを府内駄原ふないだのはる(現在の大分

市)の^{かなや り えもん}金屋利右衛門に発注したことや建造物の塗装に「ちゃん塗り(えごま油・松脂・桐油等を材料とする油性塗料)」を用いたこと、^{きりはた}切畑村(現在の佐伯市弥生)の瓦師である七兵衛が焼いた瓦を使用したことなどが明らかとなった。

安政の地震による被害は甚大で、安政2年(1855)作成の「^{ぶんごのくにさいきじょうは ほんのおぼ}豊後国佐伯城破損之覚」からは本丸外曲輪を除くすべての曲輪で石垣と建造物に被害が生じたことが分かる。この修理の痕跡は、現在残っている石垣から観察できる。

こうした数々の修理を経た近世最後の山頂部の状況は、明治初期に陸軍の指示で作成された「豊後国佐伯城図」で確認することができる。

○三の丸に関する記録

三の丸の様相が具体的に描かれる史料は、元文3年(1738)作成の「御城并御城下絵図」及び天保5年(1834)作成の指図「^{ごじょうないおんえ ずそうまどりの ず}御城内御絵図惣間取之図」がある。描かれる御殿の外形は大差なく、石垣や柱、屋根の修理が行われたことが確認できる。「御城内御絵図惣間取之図」には御殿内部の間取りが詳細に描かれ、三の丸櫓門から玄関までは石畳を敷き、玄関を含む右半分が広間や書院がある「表」にあたり、左半分が台所や用人たちの控室がある「奥」にあたる事が分かる。万延2年(1861)から文久2年(1862)には表の建て替えと奥の増築が行われており、明治初期作成の「^{さんのおんまる ごぶいちけんの ず}三御丸五歩壱間之図」で増改築後の御殿を確認できる。

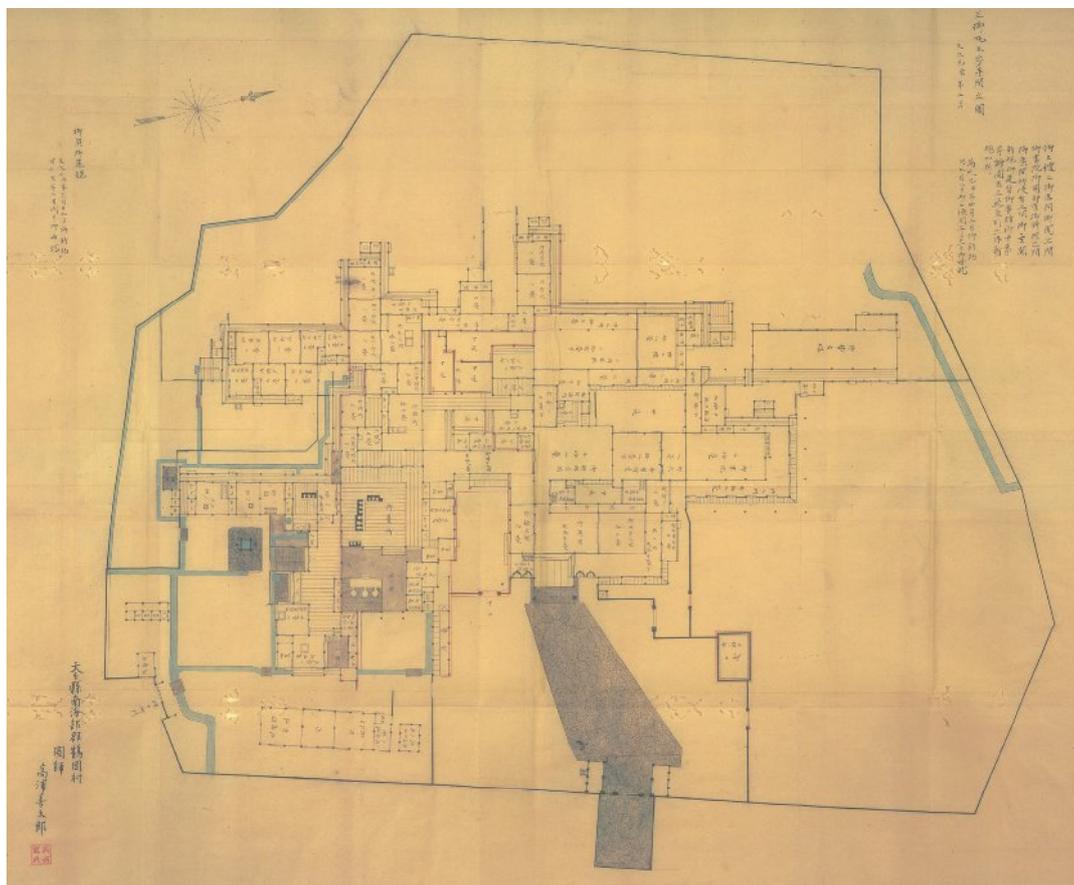


図3-5 「三御丸五歩壱間之図」

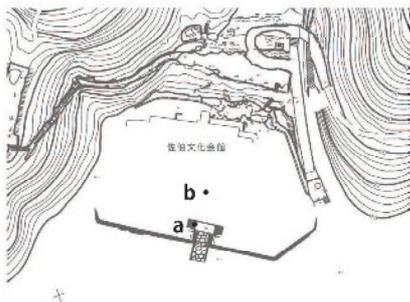
○佐伯藩の領民との関わりに関する記録

「佐伯藩政史料」には佐伯藩と領民との関係を知ることができる記録が多数残る。記録からは前述した修理事業にも領民の協力が求められており、城下町の領民は作業員として頻りに動員され、作業の次第や普請の指示内容の口外を固く禁じられていたこと、海岸部や山間部の領民には石垣の石材や木材等の建築資材の調達や運搬が課せられていたことが分かった。また、享保16年(1731)には城下町の領民に対して、万一の出火や雷火に備え水籠や人員を配備することが定められており、佐伯城の維持管理体制にも領民が組み込まれていた。一方で、宝永から享保の修理時における城下町の酒屋からの酒の振る舞いの申し出や、延享の修理時の当初作業の割り当ての無かった地域の領民からの労働力提供の申し出等からは、修理事業に対して領民たちが積極的に関わっていた様子を窺うことができる。

その他、宝永4年(1707)に大地震が発生した際には、地震後の津波の到来を予測し城下町に比べて高所にある城内を避難地として領民に開放したことが判明した。その後の明和6年(1769)の地震発生時にも、津波が来るまでは城内に入らないよう指示をしていることから、城内を開放する用意があったと考えられる。これは現代にも通じる災害対応として特筆すべき記録である。

2-5 建造物調査

令和3年度(2021)に実施した建造物調査は、現存する三の丸櫓門と三の丸御殿玄関及び遺構の残る建造物を対象とした。



- a・三の丸櫓門 b・三の丸御殿玄関 c・天守(台)
 d・二の丸居宅 e・本丸二重櫓 f・本丸北西平櫓
 g・本丸外曲輪二重櫓 h・二の丸二重櫓 i・二の丸平櫓
 j・西出丸二重櫓 k・北出丸二重櫓 l・二の丸櫓門
 m・本丸外曲輪櫓門 n・本丸外曲輪冠木門 o・廊下橋下冠木門
 p・西出丸冠木門 q・北出丸冠木門 r・廊下橋

0 100m

図3-6 佐伯城における建造物の配置(『佐伯城跡総合調査報告書』より引用)

○三の丸櫓門（大分県指定有形文化財「佐伯城三ノ丸櫓門」昭和51年（1976）指定）

建築年：寛永14年（1637）

構造：入母屋造（桁行5間、梁間2間）、本瓦葺

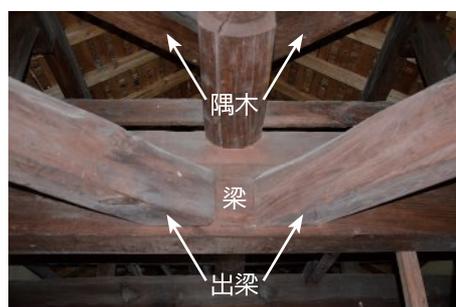
概要： 櫓内で発見された「三の丸櫓門修復記」により、享保11年（1726）と天保3年（1832）の2度建て替えが行われたことが判明した。

さらに、昭和50年（1975）には郷土史研究者ら有志によって修復が行われた。この際、屋根の化粧木が野地板に、窓は障子戸からガラス戸に変更され、門の開口部には蹴放が追加された。

構造上の主な特徴は2点挙げられる。1点目は通常2本の親柱で建物全体を支えるが、内部の空間確保のために、親柱ではなく天井出梁や隅木等の横方向に支持する部材を多用している点である。2点目は通常土台となる石垣のすぐ上に平櫓を置くが、石垣上端より2石分石垣を積んだ上に平櫓を置いている点である。



三の丸櫓門



天井の出梁と隅木

○三の丸御殿玄関（住吉御殿の一部）

建築年：寛永14年（1637）か

構造：式台、御広間、御使者之間、御檜之間、御番所、おんいりがわ御入側（外周から1間入った柱筋）に該当する部分

概要： 御殿は近世の間に増改築が繰り返されたが、最後の修復が記された明治初期作成の「三御丸五歩まいらど壱間之図」から、現存する建造物は万延元年（1860）から文久元年（1861）に造営されたものと考えられる。戸は戦前までは舞良戸であったが、昭和40年代（1965～1974）からガラス戸になり、現在までそのまま使用されている。

昭和45年（1970）には三の丸に残存していた御殿玄関が佐伯文化会館建設のため解体されることとなり、地元有志が船頭町へ移築した。移築の際、式台を除き屋根は瓦葺から銅板葺に、窓は障子からガラス戸に変更された。また、入口には両側の親柱をつなぐ蹴放が追加され、御入側の一部



住吉御殿外観



住吉御殿内部

が撤去されて庇になった。このように、建具や一部の構造に変更が加えられたが、間取りに大きな変更はなく柱等の部材や釘隠し等はそのまま再利用されている。

○遺構の残る建造物

各曲輪に造られた櫓台はすべて石敷きとなっており、絵図や石敷きの寸法から四隅の柱が内側に傾斜する内転びであったことが分かった。石敷きの上には土台の横木を置き、その上に櫓を支える柱が建てられており、地震による倒壊を防ぐ技術が用いられていた。

二の丸については享保年間（1716～1735）作成の「二にのおんまるそうじびきのずのおんまるそうじびきのず之御丸惣地引之図」により、建造物の配置と屋形の間取りや一部の室内意匠が判明した。二の丸二重櫓や平櫓は曲輪の石垣天端から外側に張り出して描かれており、懸造りであったことを示している。享保17年（1732）作成の「佐伯城絵図」からは、懸造りが北出丸二重櫓でも採用されていたことが分かる。また、二の丸櫓門跡には開口部の親柱の礎石が残っており、絵図での位置と対照することができる。

天守については17世紀のうちに失われて以来、具体像は不明である。一方、本丸と二の丸を連結する廊下橋は幕末までに何度か建て替えられていることから、天守を失った佐伯城において本丸及び天守台が城の中心であることを視覚的に示す機能を果たしたと考えられる。

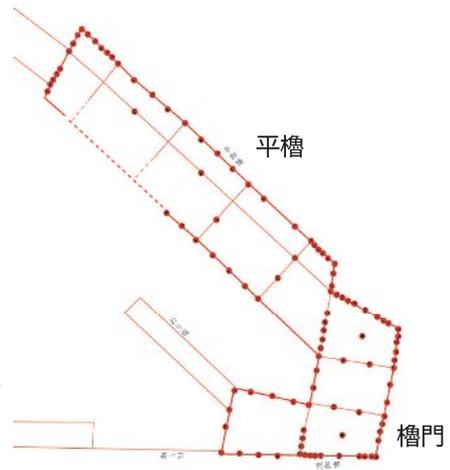


図3-7 「二之御丸惣地引之図」に描かれた二の丸平櫓と櫓門
(『佐伯城跡総合調査報告書』より引用)



櫓門跡に残る礎石

2-6 発掘調査（確認調査）

発掘調査は、平成29年度（2017）に平成28年（2016）の台風で被害を受けた雌池の状況確認と復旧作業中に雄池付近で発見された石垣の構造確認、令和元年度（2019）に三の丸、令和2年度（2020）に二の丸と北出丸下の捨曲輪を対象に遺構の残存状況の確認調査を実施した。発掘調査の履歴は次頁のとおりである。

表3-5 史跡佐伯城跡の発掘調査履歴

場所	年度	調査成果
雄池	平成29年度 (2017)	・雄池前面の土手が人工盛土であることを確認した。 ・新発見の石垣背面の地中に目の粗い砂利層を発見した。
雌池	平成29年度 (2017)	・雌池奥の石垣は岩盤を削って段を作り、築石と栗石を積んでいることを確認した。
三の丸	令和元年度 (2019)	・御殿の「御祝ノ間」奥の便所にあたる位置で近世整地層と御殿先端の礎石1基を確認した。 ・「御稽古場」付近で山側からの流れ込みと見られる土砂から古銭（寛永通宝）や少量の瓦片が出土した。
二の丸	令和2年度 (2020)	・居宅玄関にあたる位置で式台の基礎と考えられる石列群を検出した。 ・曲輪の縁辺部に石敷きがあることを確認した。 ・居宅の屋根に葺かれていたと思われる瓦が多量に出土し、整地層中と石列付近の軒平瓦では意匠の異なることを確認した。
捨曲輪	令和2年度 (2020)	・岩盤風化層を縁辺部に寄せ、叩き締めて形成された整地層を確認した。

併せて、上記の調査で出土した瓦や過去に表採した瓦の分類を行った。軒平瓦は、瓦当文様から①17世紀中葉～18世紀初頭製作の「江戸系軒平瓦」、②17世紀後半以降製作の「大坂系軒平瓦」、③19世紀頃製作の「細系軒平瓦」（細は現在の大分市坂ノ市にあたる）、④その他の4タイプに大別できた。軒丸瓦は瓦当文様からA類（Ⅰ～Ⅳに細別）とB類に大別したが、陶磁器の出土が極めて乏しかったため、時期の特定はできなかった。収集した瓦のなかで最も数が多い大坂系軒平瓦は、宝永4年（1707）から享保13年（1728）にかけての大改修、または延享4年（1747）から始まる修理と時期が重なっており、これらの事業で用いられた可能性が高い。

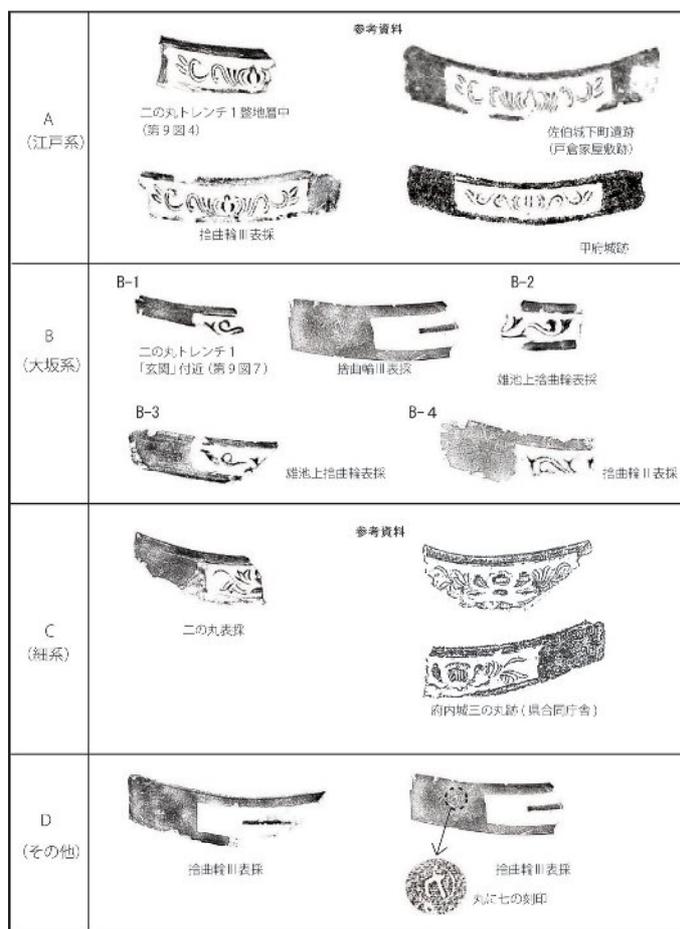


図3-8 軒平瓦の分類（『佐伯城跡総合調査報告書』より引用）

第3節 指定後の調査

令和4年（2022）に三の丸の御殿跡地に建設されていた佐伯文化会館が、施設の老朽化により基礎を残して解体された。解体後の跡地の利活用について、多くの市民から注目されており、三の丸の具体的な保存・活用に関する検討が必要となった。建設時には発掘調査が行われていなかったため、佐伯市教育委員会は、令和6年度（2024）に旧佐伯文化会館跡地にて、三の丸の御殿遺構の遺存状況等の把握を目的として発掘調査（確認調査）を実施した。調査においては、江戸時代末頃の三の丸御殿を描いた「三御丸五歩壺間之図」と現況測量図を重ね合わせ、旧佐伯文化会館の内側と外側に調査箇所を2箇所（トレンチ1・2）を設定した。

両調査箇所で江戸時代の三の丸御殿の遺構を確認し、旧佐伯文化会館基礎の外側では往時の地表面を含めた遺構が良好な状態で残っている可能性が示唆された。調査箇所ごとの概要と成果は下記のとおりである。

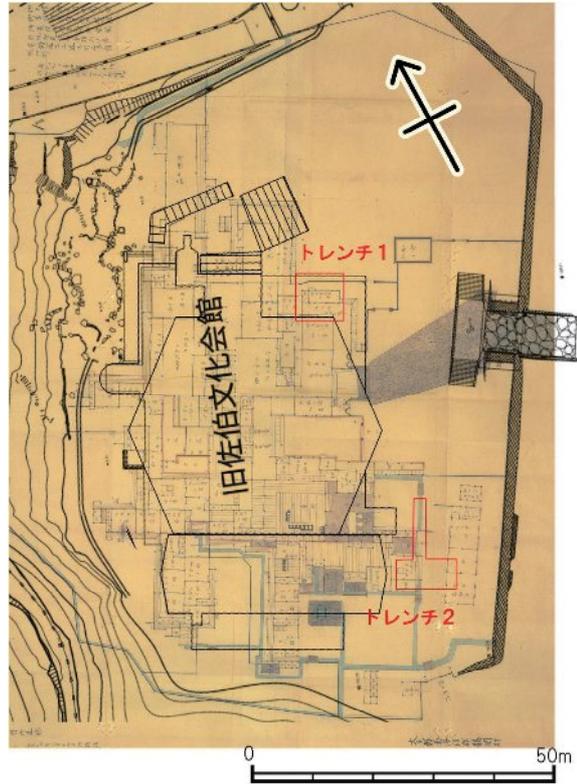


図3-9 トレンチ1・2位置

表3-6 令和6年度（2024）三の丸発掘調査の概要と成果

調査箇所	トレンチ1	トレンチ2
規模	8m×8m	5m×10m、2m×10m（追加調査）
該当する御殿の範囲	御使者之間、御入側、御裕筆部屋	奥向き出入口周辺にあった受払所と隣接する物置・土間、それらを囲む水路
調査成果	旧佐伯文化会館地中梁の内側に住吉御殿の柱間隔と同じ約2m間隔で礫の集中を3基検出した。これらの礫の集中は、絵図に描かれる柱の位置とも概ね一致することから、御入側もしくは御裕筆部屋における礎石の根固めと考えられる。	北西側は掘削や埋設管の敷設により壊されていたものの、旧佐伯文化会館建設時の盛土下から2列に並行した直線状の石垣を検出した。この石垣は、絵図に描かれる水路の位置と一致し、内部や周辺の整地層から18世紀後半～19世紀頃の陶磁器片が少量だが出土したことから、御殿を囲む水路であると考えられる。



トレンチ1検出状況



礫集中部の断面



トレンチ2検出状況



水路と考えられる石垣

第4節 指定の状況

4-1 指定状況

指定の状況は以下のとおりである。

名称：佐伯城跡

種別：史跡

所在地：大分県佐伯市字城山ほか

指定面積：431,077.87 m²（指定後の土地購入に伴う面積の更正あり。指定当初：430,297.62 m²）

指定基準：二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定年月日：令和5年（2023）年3月20日

指定管理団体：佐伯市

指定説明文：

佐伯城跡は、大分県南部を東流する番匠川河口付近にある東西約900 m、南北約1 kmに広がる標高144 mの山塊・八幡山に築かれた近世城郭跡である。山頂からは豊後水道や遠く四国を望むことができ、海上の動向を視認できる要衝の地に築かれた。地元では「鶴屋城」や「鶴ヶ城」と呼ばれ親しまれている。

慶長6年（1601）に豊後国佐伯に入部した毛利高政により、翌7年から築城開始され11年に完成したと伝わる。以来、明治維新に至るまで毛利家12代の居城、佐伯藩二万石の藩庁として存続した。大分県指定有形文化財である三の丸櫓門と、市内に一部移築された三の丸御殿

玄関以外の建物は、明治に入り破却されているが、曲輪等の城郭構造は残っており、文書や絵図による修理履歴から、これらは築城当時の姿をほぼ残したまま現在に至っていることが分かる。

城郭構造は、山頂部に本丸や二の丸等を、山麓に藩主が居住する御殿をもつ三の丸を配置しており、中世の山城・城館と同様である。山頂部の曲輪は土塁を築くことなく、平坦地を造り出し、いずれの斜面にも高石垣を築く。最高所に本丸を配置し、本丸外曲輪が圍繞する。本丸の南に二の丸、その先に虎口を設けて西出丸を配置し、本丸外曲輪から北へは食い違いの虎口を経て北出丸を置く。さらに3方向の尾根筋を開き、「捨曲輪」と呼ばれる平坦部を4か所造る。山麓の三の丸からは登城路が山頂部へ続き、石垣や石畳が残っている。主となる登城路は二の丸下の東側で2つに分かれ、西出丸に取りつくルートと、二の丸裾より本丸外曲輪に取りつき、180度反転し二の丸へ登るルートが残存する。二の丸からは廊下橋により本丸に続く立体的構造であったことが基礎部分である石垣から分かる。佐伯城全体を描いた元文3年(1738)制作の「御城并御城下絵図」では、後者の登城路には本丸外曲輪への入口、そして二の丸への入口にそれぞれ冠木門が描かれており、登城の要衝となっていた。

本丸には天守台の石垣が残る。文政3年(1820)に編纂された藩政史料集『温故知新録』に収められている「佐伯拝領後高政公等事跡并召出家臣履歴等覚」には「天守三重南向」と記され、最初期の天守の様子を記している。現存の天守台は、絵図に描かれたものと形状は一致するが、昭和4年(1929)に天守跡へ置かれた毛利神社の築造により改変を受けている。二の丸中央部には屋形が、また曲輪の周囲には廊下塀や懸造の櫓が存在したことが、享保年間(1716～36)に制作された「二之御丸惣地引之図」より分かる。佐伯市教育委員会による発掘調査では、江戸時代中期の屋形玄関付近の石敷と、曲輪周囲の塀の石敷が確認され、絵図と同様の建物があったと推定される。二の丸屋形は、正月行事などを催行する儀式の場所として用いられ、江戸時代を通じてその機能が維持された。山麓の三の丸には藩主の居住空間である御殿が築造された。現存する三の丸櫓門は天保3年(1832)の修造であるが、当初の櫓門は寛永14年(1637)に建てられたと記録されている。三の丸御殿も同時期に造営されたと推定される。三の丸御殿跡地には佐伯文化会館が建設されたが、現在、閉館し解体されている。三の丸御殿の西方、斜面を背景にした範囲からは、庭園と思われる遺構が発掘調査により検出されている。

佐伯城跡に残る石垣等の遺構や豊富に残る古文書や絵図からは、石垣等の補修履歴が判明する。本丸外曲輪北側には、4段に積まれ天端部分にも石積を施工する難壇状の石垣が築かれているが、これは享保19年に崩落した本丸北側の斜面を保護するため、翌20年に、石垣の孕みを抑えるよう外側に補強として築く、はばき石垣の技術を用い築石で固めたものであり、「郡方町方御用日記」によれば、安芸国江波(現・広島県広島市江波)の石工4名を指導者として招聘して普請したことが分かる。このような石垣を用いた山体保護や災害後の石垣修理の際の記録が残っており、享保9年には伊予国西条藩黒島からの石工4名を招聘し、また後に明和7年(1770)には、備前から移り住んだ者を普請に登用するなど、他所の技術を用いながら山体

全体の保護を図ってきたことが知られる。また、八幡山北側の最大の谷部に造られた雄池おんいけと雌池めんいけの2つの池は、岩盤せんさくを穿鑿し、背面に土留めとしての石垣を積んでいる。山城の貯水源の役割を果たすとともに、山中の雨水や地下水を外へ出して山体を保護するための排水・調整施設とも考えられる。

なお、二の丸二重櫓下の石垣の下部角石には、重箱積さんぎと算木積の石積が混然としており、算木積技法が主となる慶長年間（1596～1615）以前、すなわち毛利高政の築城以前の豊臣政権期に、佐伯城に先行する施設が存在した可能性も指摘されている。

このように佐伯城跡は、豊後水道の要衝に立地し、中世山城の構造をもちながら高石垣等の近世築城技術を融合した城郭であり、江戸時代を通じて、藩主毛利氏が山城としての性格をもつ山頂部の曲輪を維持し、それらを含めた山体を保護してきたことが、現地の遺構と絵図や記録類といった資料から判明する希有な近世城郭といえる。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊 文化財 二月号（七一三号）』「佐伯城跡」を一部編集）

※編集箇所：八幡山の標高について誤りがあったため下記のとおり修正した。

修正前：標高 146 m→修正後：標高 144 m

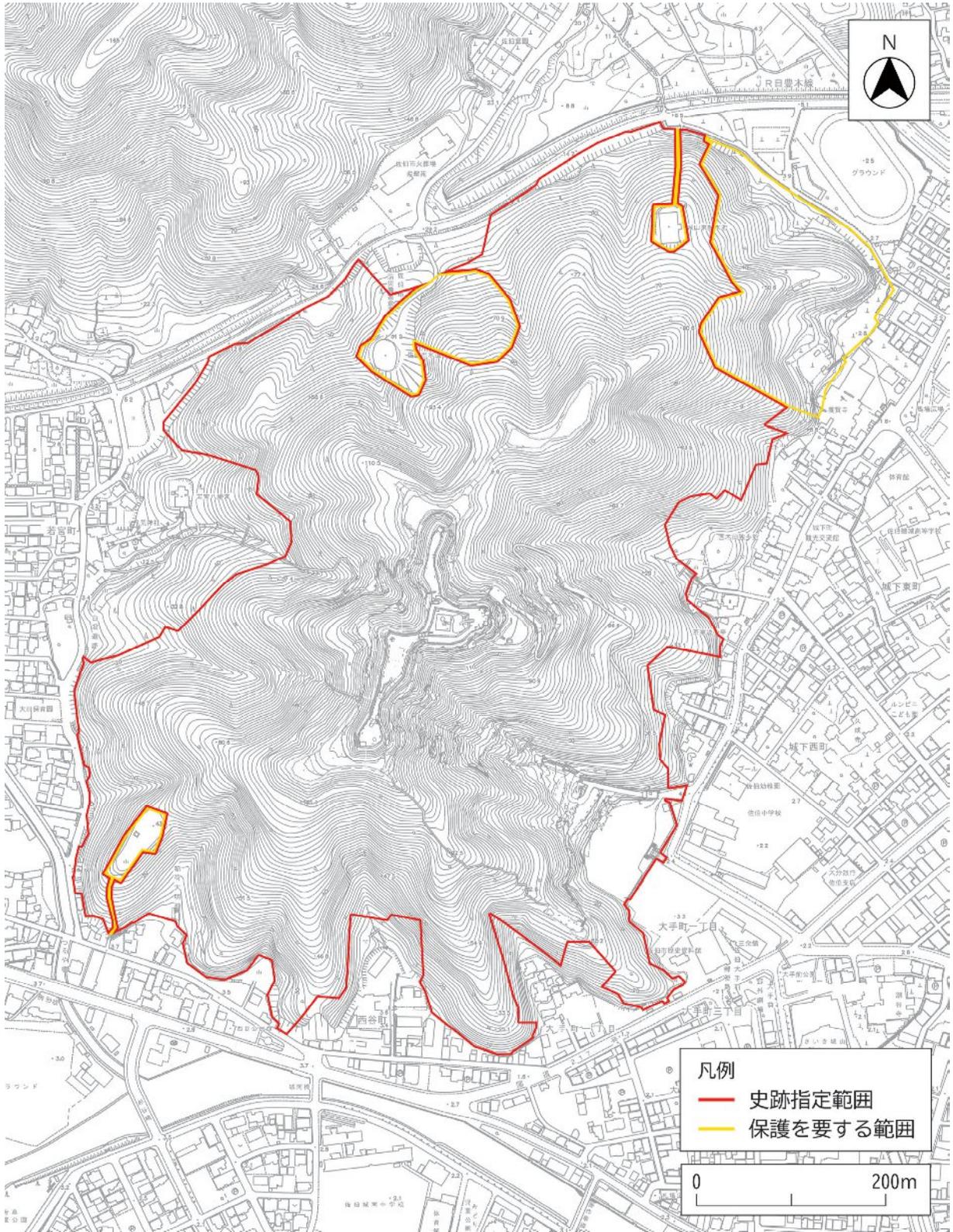


図3-10 史跡指定範囲（修正後の史跡指定範囲を表示 ※詳細は例言を参照）

4-2 土地所有状況

史跡指定範囲における土地所有状況は国有地が約0.1%、市有地が約98%、神社有地が約2%となっている。地目ごとの割合は保安林が約96%、宅地が約2%、境内地が約1%、里道が約0.5%、原野が約0.1%、山林が約0.1%、畑が約0.1%、水路が約0.1%、白地が約0.1%である。

神社有地のうち天守台以外の土地については、土地所有者と佐伯市との間で土地使用貸借契約書を交わしており、工作物等の設置、又は土地の開発をしようとする場合は互いに相手方の了解を得るものとしている。また、土地所有者による樹木の伐採は事前に佐伯市と協議したうえで行うものとしている。なお、維持補修に要する費用は佐伯市の負担としている。

史跡指定範囲における維持管理は、三の丸を佐伯市教育委員会社会教育課、その他大部分を佐伯市都市計画課が行っている。

表3-7 史跡佐伯城跡の土地所有状況

所有者	地番	地目	面積
国	—	白地	157.25 m ²
	—	白地	9.27 m ²
	—	白地	92.53 m ²
	小計		259.05 m ²
佐伯市	佐伯市 字城山 49 番 1	原野	591.00 m ²
	佐伯市 字城山 76 番 1	保安林	394,619.00 m ²
	佐伯市 字城山 76 番 33	保安林	19,724.00 m ²
	佐伯市 大手町一丁目 78 番	山林	307.00 m ²
	佐伯市 大手町一丁目 79 番 1	宅地	8,691.65 m ²
	佐伯市 大手町一丁目 80 番 1	畑	230.00 m ²
	—	里道	1158.90 m ²
	—	里道	337.51 m ²
	—	里道	81.95 m ²
	—	里道	86.99 m ²
	—	水路	449.02 m ²
	—	水路	72.80 m ²
小計		426,349.82 m ²	
神社	佐伯市 字鶴谷 77 番	境内地	4,469.00 m ²
	小計		4,469.00 m ²
合計			431,077.87 m ²

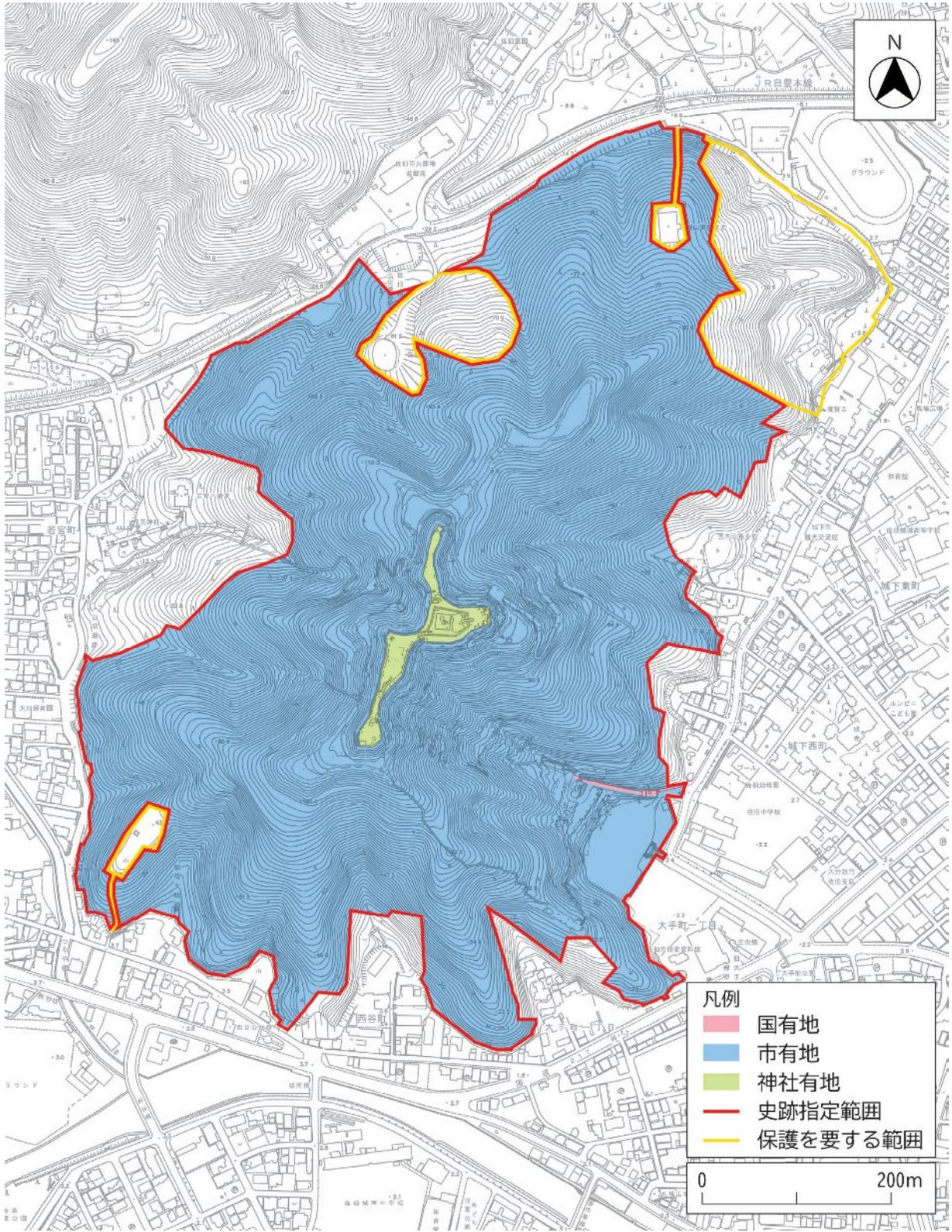


図3-11 土地所有区分

第4章 史跡佐伯城跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡佐伯城跡の本質的価値

本質的価値とは「史跡等の指定に値する枢要の価値」であり、この本質的価値を前提とした保存・活用を行う必要がある。したがって、前章で述べた指定に至るまでの調査成果、指定理由から、史跡佐伯城跡の本質的価値を次のように整理する。

1. 中世山城の構造と近世築城技術が融合した城郭であること

佐伯城は慶長11年(1606)に毛利高政により標高144mの城山一帯に築かれた近世城郭である。

城郭構造は、山頂部に本丸とそれを取り囲む本丸外曲輪、南北に西出丸、二の丸、北出丸を配し、山麓には藩主が居住する御殿や庭園をもつ三の丸を配置するなど、中世山城の特徴を持つ。

一方で、山頂部の曲輪群は土塁を築くことなく、平坦地の周囲に当時の最先端の築城技術である高石垣を築いて造られている。これらの曲輪には、毛利氏の威勢を示す三重の天守や二重櫓、平櫓、廊下橋、櫓門、冠木門等の防御施設が建てられていた。

このように史跡佐伯城跡は近世城郭のなかでも、中世山城と同様の城郭構造に近世の技術を融合して築城された稀有な城跡である。

2. 他分野の技術を取り入れた治山技術により山体が維持され続けたこと

史跡佐伯城跡では江戸時代を通じて曲輪の維持だけでなく、佐伯城が築かれた城山の山体保護が行われていた。

城山斜面や登城路周辺には斜面保護のための石垣が造られている。そのうち本丸外曲輪の雛壇状石垣は、河川・港湾・塩田築造等の諸工事で用いられる設計方法を基に、石垣補強に用いる工法の一つである「はばき石垣」の技術を用いて、享保19年(1734)の風雨により崩壊した山体斜面を保護したものである。また、安政元年(1854)の地震では、西出丸の石垣を支える岩盤にまで被害が及んだため、曲輪の形状を変えて石垣が積み直されている。

さらに、城山北側最大の谷部に造られた雄池・雌池と呼ばれる上下二段構えの人工池は、山城の貯水源の役割を果たす施設であるとともに、山中の雨水や地下水を排出して山体を保護するための排水・調整施設であったと考えられる。

これらの遺構からは、城郭を維持するために築城技術に加え、他地域・他分野の技術を取り入れながら山体を保護してきた毛利氏と佐伯藩の高度な治山技術を知ることができる。

3. 山頂の限られた面積を有効活用した縄張が行われていたこと

山頂部に配された本丸や二の丸等の曲輪群では、限られた面積が有効に活用されている。

本丸と二の丸は堀切によって隔て、本丸に至る唯一の通路を廊下橋で連結させ、立体的な構造を持たせることで、防御力を高めている。また、曲輪に横矢を仕掛ける構造を持たせる面積を確保できないことから、山頂に至るまでの城道を180度転回させるなど複雑に入り組ませることで

防御機能を補完していた。

防御力の確保以外にも、二の丸や北出丸では櫓を曲輪の石垣天端から外側に張り出して建てる「懸造り」が採用されており、曲輪内の空間を確保するための工夫が認められる。

史跡佐伯城跡の縄張からは、地形上の制約があった城郭の空間と機能を確保するために用いられた技術を知ることができる。

4. 遺構・建造物が良好に残存し、史料との整合がとれること

山頂部の本丸や二の丸等の曲輪群には曲輪を構成する石垣や建造物の石敷等の遺構、山麓の三の丸には御殿跡や庭園遺構が遺存しており、文書や絵図から現存している城郭構造がほとんど近世の姿のままであることが分かっている。また、三の丸御殿と櫓門は廃城令による解体を免れ、櫓門は三の丸に唯一現存し、御殿は船頭町に玄関部分が移築して保存されている。

さらに、当時の佐伯城全体を描いた「二之御丸惣地引之図」等の絵図や佐伯城の修理履歴等を記録した「温故知新録」「佐伯藩政史料」等の文献史料が豊富に保存継承されており、二の丸では絵図に描かれた屋形の基礎とみられる石列、三の丸では絵図と概ね一致する位置から御殿礎石の根固めや水路の石垣が確認されるなど、史料の内容を裏付ける遺構が確認されている。

これらの良好に現存している遺構や建造物と史料から、史跡佐伯城跡の具体的な変遷を窺い知ることができる。

第2節 史跡佐伯城跡のその他の価値

史跡佐伯城跡が所在する城山は廃城以降も佐伯市民に親しまれ、都市公園や山際通りの背景、津波避難地、佐伯文化会館の建設等社会的にも重要な場所として機能してきた。このような社会的位置付けについて、史跡の本質的価値とは区別したうえで、史跡佐伯城跡の社会的な重要性を鑑み今後も保全・共存を図る必要があるため、その他の価値と位置付けて次のように整理する。

1. 貴重な自然環境が保全されていること

城山は市街地にありながら、豊かな自然が広がっている。自然林はツブラジイ群落を主体としたシイ・カシの照葉樹林であり、林のなかには希少な野生動物が生息する。雄池、雌池を主な産卵地とするオオイタサンショウウオは大分県の天然記念物に指定され、保護が図られている。そのほか、大分県の準絶滅危惧種に指定されているムササビ等が生息している。

このように城山は佐伯市の市街地にありながら、史跡佐伯城跡と一体となって大分県内でも特徴的な自然環境を有している点で貴重であり、自然環境の保護や自然観察等の学習面でも重要である。

2. 市民活動の重要な場であること

城山は廃城後も公園として利用され、地域住民の関心を集めてきた。昭和4年（1929）には天守台に8代藩主・毛利高標を祀る毛利神社が創建され、社殿が失われた現在も参拝客が訪れている。平成4年（1992）からは都市公園として管理されており、市街地周辺に位置する数少ない高台として三の丸が津波避難地に指定されている。また、令和2年（2020）まで三の丸で運営されていた佐伯文化会館は、昭和45年（1970）の開館当初から佐伯市の文化活動やイベントの拠点として利用されていた。

さらに、史跡佐伯城跡は山麓の武家屋敷が軒を連ねる山際通りにおける景観上・歴史上重要な背景となっており、明治26年（1893）に教師として佐伯に赴任した文豪・国木田独歩は城山の自然と佐伯城跡が生み出す風情に強く感銘を受け、数々の文学作品の舞台とした。

このように史跡佐伯城跡周辺の景観は市民活動の拠点であるだけでなく、佐伯市の歴史文化を象徴するものとして広く佐伯市民に親しまれている。

3. 佐伯市のシンボルとして観光拠点になっていること

史跡佐伯城跡は公益財団法人日本城郭協会による「続日本100名城」に選出された名城としても知られ、山頂から見下ろす旧城下町や豊後水道、番匠川等の景観も魅力の一つである。山麓の「歴史と文学のみち」周辺に所在する「三府御門」「安井」「城下町佐伯国木田独歩館」等の佐伯城下の街並みとともに、佐伯市内で唯一江戸時代の風情を感じられる観光資源となっている。

さらに、史跡佐伯城跡はスニーカーでの低山登山が気軽にできることから、旅行会社が企画するツアーや佐伯市で推進しているサイクルツーリズムのコース等に設定されており、佐伯市外からの来訪者も増加している。

史跡佐伯城跡は佐伯市の歴史文化と自然を満喫できる観光拠点として重要な役割を担っている。

第3節 史跡佐伯城跡を構成する諸要素

本史跡に分布する諸要素を以下のように分類する。

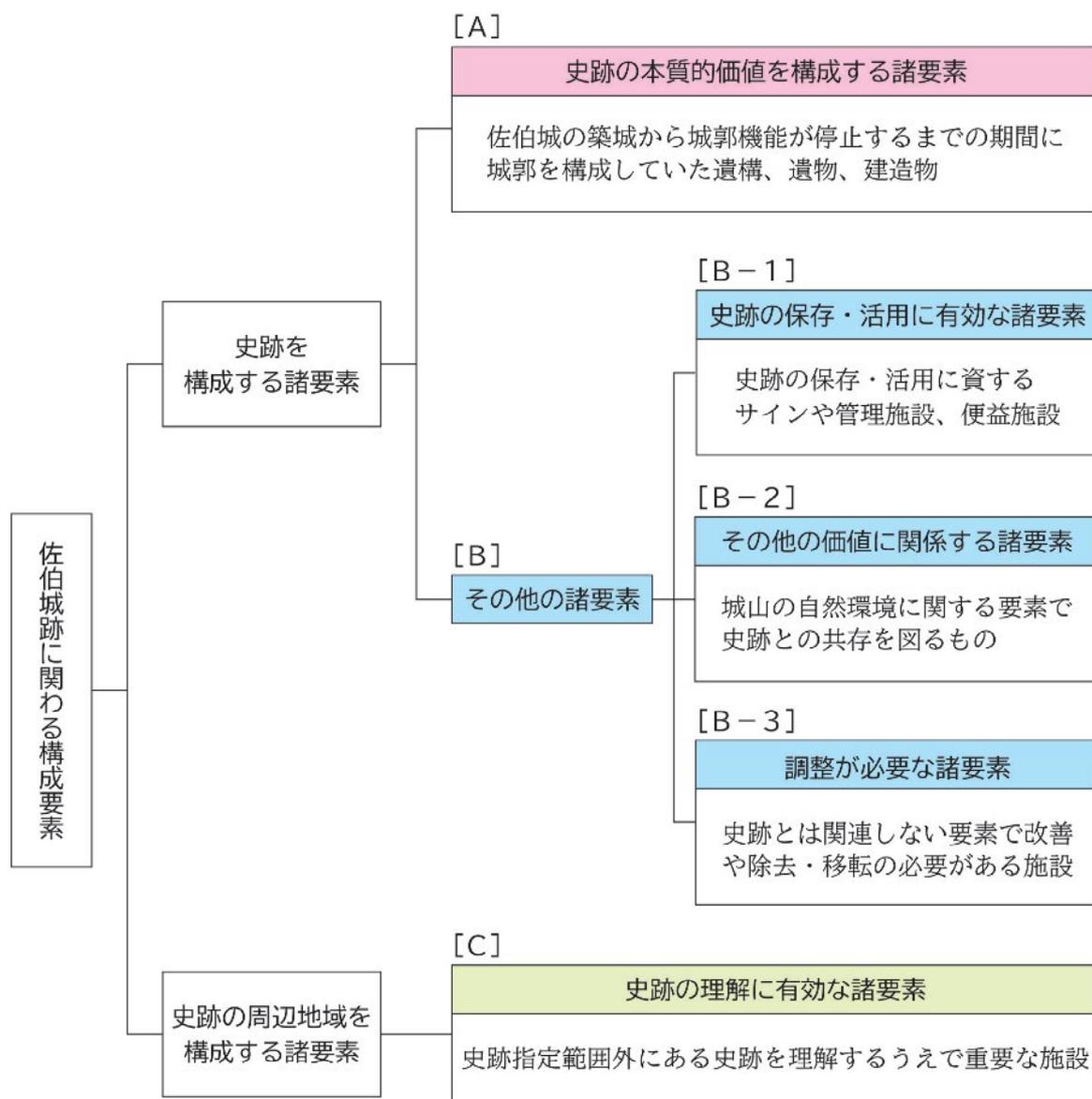


図4-1 構成要素の分類

3-1 史跡を構成する諸要素

[A] 史跡の本質的価値を構成する諸要素

要素	概要
(1) 曲輪	<p>1. 本丸</p> <p>城山山頂に位置する曲輪である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：天守台、平櫓台、石垣、廊下橋跡、地下遺構（天守跡・櫓跡・堀跡等） ・遺物
	<p>2. 本丸外曲輪</p> <p>本丸の周囲を取り囲む曲輪である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：二重櫓台、平櫓台、排水溝跡、虎口（東・南・北）、雛壇状石垣、石垣、石敷、地下遺構（各櫓跡・門跡・堀跡等） ・遺物
	<p>3. 二の丸</p> <p>本丸外曲輪の西側に位置する曲輪である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：平櫓台、二重櫓台、虎口（南・北東）、櫓門礎石（南虎口）、石垣（二の丸二重櫓下の文禄期の特徴を持つ石垣を含む）、石敷、二の丸屋形跡、建物礎石、地下遺構（各櫓跡・門跡・土蔵跡・堀跡等） ・遺物
	<p>4. 西出丸</p> <p>二の丸の南側に位置する曲輪である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：二重櫓台、平櫓台、虎口（東）、石垣、石敷、地下遺構（櫓跡・門跡・堀跡等） ・遺物
	<p>5. 北出丸</p> <p>本丸外曲輪の北側に位置する曲輪である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：二重櫓台、平櫓台、虎口（南西・水の手門跡）、石垣、石敷、地下遺構（櫓跡・門跡等） ・遺物
	<p>6. 捨曲輪</p> <p>I～IVの4つの捨曲輪がある。Iは本丸外曲輪の東側、IIは西出丸の南西側、IIIは北出丸の北と北西側、IVはIIIの北側に続く尾根の先に位置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：地下遺構（整地層） ・遺物
	<p>7. 三の丸</p> <p>城山の山麓に位置する曲輪である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：井戸、池跡、景石（枯滝・石橋ほか）、手水鉢、石垣、地下遺構（御殿跡・門跡・堀跡・庭園跡） ・建造物：土堀跡 ・遺物
(2) 三の丸櫓門	<p>三の丸に現存する櫓門である。大分県の有形文化財「佐伯城三ノ丸櫓門」として指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建造物：櫓門

要素		概要
(3) 曲輪以外の石垣		曲輪を形成する石垣とは別に城山法面に造られた石垣である。 ・遺構：石垣
(4) 城道	1. 大手道 (現・登城の道)	三の丸北側から本丸外曲輪西側及び西出丸東側まで延びる登山道である。 ・遺構：城道、池跡、石垣、石畳
	2. 城道1 (現・独歩碑の道の一部)	三の丸西側から本丸外曲輪東側まで延びる登山道のうち、7合目付近から本丸外曲輪までの部分である。 ・遺構：城道
	3. 城道2 (現・翠明の道の一部)	三の丸から尾ノ上茶屋跡を通過して西出丸東側まで延びる登山道のうち三の丸から尾ノ上茶屋跡までの部分である。 ・遺構：城道、地下遺構(尾ノ上茶屋跡)
	4. 城道3 (現・若宮の道の一部)	若宮八幡宮方面から北出丸西側まで延びる登山道のうち、雌池から北出丸までの部分である。 ・遺構：城道、石垣
(5) 雄池		城山北側最大の谷部に造られた池である。 ・遺構：石垣、石段、地下遺構
(6) 雌池		城山北側最大の谷部に造られた池である。 ・遺構：石垣(復旧した石垣を含む)、石段、石敷、地下遺構

[B] その他の諸要素

[B-1] 史跡の保存・活用に有効な諸要素

要素		概要
(7) 消火設備		三の丸櫓門に設置している消火器である。
(8) 測量基準点(四等三角点) ・測量杭		基準点及び地籍境界を示す杭である。西出丸の測量基準点には「城山(八幡山) 144 m」と表記された標識が付随するものがある。
(9) 獣害防止柵		大型の野生動物が城山を出入りすることを防ぐための柵である。
(10) 斜面保護・治山施設		金属ネット、布団かご、擁壁、治山ダム、流量測定小屋である。
(11) 排水・配水施設		側溝、水路、配水施設である。
(12) 登城路	1. 独歩碑の道の一部	三の丸西側から本丸外曲輪東側まで延びる登山道のうち、三の丸から7合目付近までの近世の城道(城道1)と重複しない部分である。

要素		概要
(12) 登城路	2. 翠明の道の一部	三の丸から翠明台を通過して西出丸東側まで延びる登山道のうち、翠明台から西出丸までの近世の城道（城道2）と重複しない部分である。
	3. 若宮の道の一部	若宮八幡宮方面から北出丸西側まで延びる登山道のうち、山麓から雌池までの近世の城道（城道3）と重複しない部分である。
(13) 解説サイン	1. 雄池	雄池とオオイタサンショウウオの説明板である。
	2. 雌池	雌池とオオイタサンショウウオの説明板である。
	3. 国指定史跡佐伯城跡	史跡佐伯城跡の説明板である。
	4. 佐伯城三ノ丸櫓門	県指定有形文化財佐伯城三ノ丸櫓門の説明板である。
(14) 名称サイン	1. 本丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	2. 豊後佐伯城址	佐伯城跡の名称を示す標柱である。
	3. 二の丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	4. 西の丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	5. 北の丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	6. 三の丸	曲輪名称を示す標柱である。
	7. 翠明の道	登山道の名称を示す標柱である。
	8. 雄池	池の名称を示す標柱である。
	9. 雌池	池の名称を示す標柱である。
	10. 登城の道	登山道の名称を示す標柱である。
	11. 独歩碑の道	登山道の名称を示す標柱である。
(15) 注意喚起サイン	1. 転倒注意	転倒防止のための注意看板である。
	2. 急傾斜崩壊危険箇所	急傾斜崩壊危険箇所を示す注意看板である。
(16) 安全対策設備		安全柵、立入禁止ロープ・ポール、ガードレール等である。
(17) 眺望サイン	1. 東側パノラマ	本丸外曲輪からの眺望案内板である。
	2. 西側パノラマ	二の丸からの眺望案内板である。
	3. 南側パノラマ	西出丸からの眺望案内板である。
(18) 案内サイン	1. 若宮の道下り口	若宮の道下り口への案内板である。
	2. 登山道案内図	各登山道の案内板である。
	3. 城山登り口	城山登山道登り口の案内板である。
	4. 翠明の道登り口	翠明の道登り口への案内板である。
	5. 登城の道下り口	登城の道下り口への案内板である。
	6. 雛壇状石垣	雛壇状石垣への案内板である。
	7. 頂上までの距離	山頂までの距離を示す標柱である。

要素		概要
(19) 石碑	城山還原之碑	毛利家が明治34年(1901)に国から城山と佐伯城跡の払い下げを受けた経緯を伝える碑である。
(20) 公衆トイレ		平成2年(1990)に建設されたトイレである。
(21) ベンチ		コンクリート製のベンチである。
(22) テーブル		コンクリート製のテーブルである。
(23) 水飲み場		立形水飲水栓の水飲み場である。
(24) 橋		コンクリート製の橋である。なお、廊下橋跡に架かるコンクリート橋は本丸に至る本来の動線の一部であり往時の廊下橋の機能を再現している。
(25) 階段		コンクリート製またはコンクリート擬木の階段である。
(26) マンホール		公衆トイレに繋がる下水管の管理用に設置されている。
(27) 街灯		夜間照明の街灯である。
(28) 杖入れ		登山用に貸出している杖を入れるものである。

[B-2] その他の価値に関する諸要素

要素		概要
(29) 城山の植生		ツブラジイを主体としたシイ・カシの照葉樹林を基礎として、人工植栽が行われていない自然林及び自然林を伐採・剪定した結果、従来の植生から変化したアカメガシワやカラスザンショウ等の伐採跡地群落、巨木化したクスノキやケヤキ等、およびイヌシデやサクラ類、イチヨウ、ヒノキ、スギ、ツツジ類、フジ等の植栽樹林である。
(30) 城山の動物		城山で確認されている県指定天然記念物佐伯城山のオオイタサンショウウオや大分県の準絶滅危惧種であるムササビのほか、エナガ、ヤマガラ、メジロ等の森林性の鳥類、シロハラ、ミヤマホオジロ、ジョウビタキ等の冬鳥、シカ、イノシシ、アナグマ、タヌキ等の動物である。
(31) その他 サイン	1. 城山保安林	城山が保安林であることを示す看板である。
	2. 多様な生き物	城山が「おおいたの重要な自然共生地域」の1つであることを紹介する看板である。
	3. 生き物図鑑	城山で撮影した動植物の写真を紹介する看板である。
	4. おおいた百年の森	城山が大分県の「おおいた百年の森」に指定されていることを紹介する看板である。
	5. 鳥獣保護区	城山が鳥獣保護区であることを示す看板である。

[B-3] 調整が必要な諸要素

要素	概要	
(32) その他サイン	1. 映画釣りバカ日誌19ロケ地	映画のロケ地になったことを紹介する看板である。
	2. 緑の募金事業	佐伯市緑の募金推進協議会による事業を記念した木杭である。
	3. 文化会館駐車場	旧佐伯文化会館の駐車場に設置された看板である。
(33) 石碑	1. 独歩碑	明治時代にたびたび城山に登り、城山を舞台に作品を著した国木田独歩を顕彰する碑である。昭和31年(1956)に佐伯独歩会により設置された。
	2. 独歩文学碑	昭和57年(1982)に佐伯独歩会、佐伯史談会により設置されたものである。
	3. 国木田独歩の詩碑	国木田独歩の随筆「豊後国佐伯」の一節が刻まれた碑である。
	4. 佐伯文化会館プレート	旧佐伯文化会館の入り口に設置されたものである。
	5. 矢野龍溪顕彰碑	明治～昭和時代に活躍した佐伯藩出身の政治家・小説家の矢野龍溪を顕彰する碑である。
	6. 中根貞彦歌碑	佐伯の中根家の養子で、昭和時代に活躍した実業家・歌人の中根貞彦が詠んだ歌を刻んだ碑である。
	7. 種田山頭火歌碑	俳人の種田山頭火と佐伯の英文学者の工藤好美らに親交があったことから開催された「山頭火フォーラム」の記念碑である。
	8. 文禄ノ役藩祖高政公朝鮮ヨリ御持還リノ記念樹	初代藩主毛利高政が朝鮮出兵時に持ち帰ったと伝わる松が植えられていたことを紹介する碑である。なお、松は枯れて失われている。
(34) 鳥獣供養塔	城山北西麓に設置されている供養塔である。	
(35) 銅像	1. 村上勇像	戦後、建設大臣・郵政大臣等を歴任した佐伯市大入島出身の政治家村上勇を顕彰する像である。
	2. 野村越三像	佐伯小学校教師でスポーツ教育の功績を残した野村越三を顕彰する像である。
	3. 河童像	村上勇像設置のお礼に村上家により設置された像である。
(36) 電話ボックス	公衆電話の設置基準に基づき、三の丸に1台設置されている。	
(37) 藤棚	昭和32年(1957)に大手前公園に植えられ、昭和40年(1965)に移植されたフジである。	
(38) 国旗掲揚台	昭和41年(1966)の国体に合わせて設置されたものである。	
(39) 旧佐伯文化会館基礎	昭和46年(1971)に建設され、令和4年(2022)に解体された旧佐伯文化会館の基礎である。	

要素	概要	
(40) カーブミラー	旧佐伯文化会館の運営のため設置されたものである。	
(41) 車止め	旧佐伯文化会館の運営のため設置されたものである。	
(42) 電柱	旧佐伯文化会館に電気を引き込むために設置されたものである。	
(43) 五輪塔	大手道に所在するが、詳細は不明である。	
(44) 近代建造物跡	用途不明の円形遺構とコンクリート基礎である。	
(45) 観光用望遠鏡基礎	撤去された観光用望遠鏡の基礎である。	
(46) 近現代不明構造物	用途不明の樹形の構造物である。	
(47) ゴミ置き場	城山南西麓に設置されている家庭ごみの収集場所である。	
(48) 毛利神社跡	1. 祠	8代高標を祭神とする神社として昭和4年(1929)に本丸の天守台に創建されたが太平洋戦争で焼失し、五所明神社に移設された。祠・厨子が本丸の天守台に所在する。
	2. 厨子	
	3. 石畳	本丸に残存し、参道と考えられる。
	4. 鳥居基礎	本丸外曲輪に残存する。
	5. 灯籠	本丸外曲輪に残存する。
	6. 石列	二の丸に残存し、社務所跡と考えられる。
	7. 鳥居	三の丸に残存する。
(49) 西谷稻荷大明神	城山西配水池の東側の麓に正一位稻荷大明神が祀られている。	

3-2 史跡の周辺地域を構成する諸要素

[C] 史跡の理解に有効な諸要素

要素	概要
(50) 三の丸御殿玄関	旧三の丸御殿の玄関である。昭和45年(1970)に城下町の一部である船頭町に移築され、集会所となっている。市民からは通称「住吉御殿」と呼ばれている。
(51) 周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城跡」	埋蔵文化財包蔵地「佐伯城跡」として周知されている。
(52) 周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城下町」	埋蔵文化財包蔵地「佐伯城下町」として周知されている。馬場の土手や武家屋敷跡等の遺構、往時から場所を変えずに寺院や神社が残っている。
(53) 毛利家墓所	佐伯藩主毛利家の墓所である。菩提寺として創建された養賢寺で供養されている。
(54) 若宮八幡宮	京都岩清水八幡宮の分祠である。八幡山(現城山)の山頂に創祀されたが、佐伯城の築造に伴い慶長9年(1604)に現在の位置に遷座したとされる。

要素	概要
(55) 佐伯市歴史資料館	大手町に位置し、平成 27 年（2015）の開館以来、江戸時代を中心に平安時代末期から明治時代初頭にかけての佐伯市の歴史を展示している。また、佐伯城跡の出土遺物、佐伯城に関する絵図、文献史料を所蔵している。佐伯城跡を屋外展示の一つに位置付けており、そのガイダンス機能を担っている。

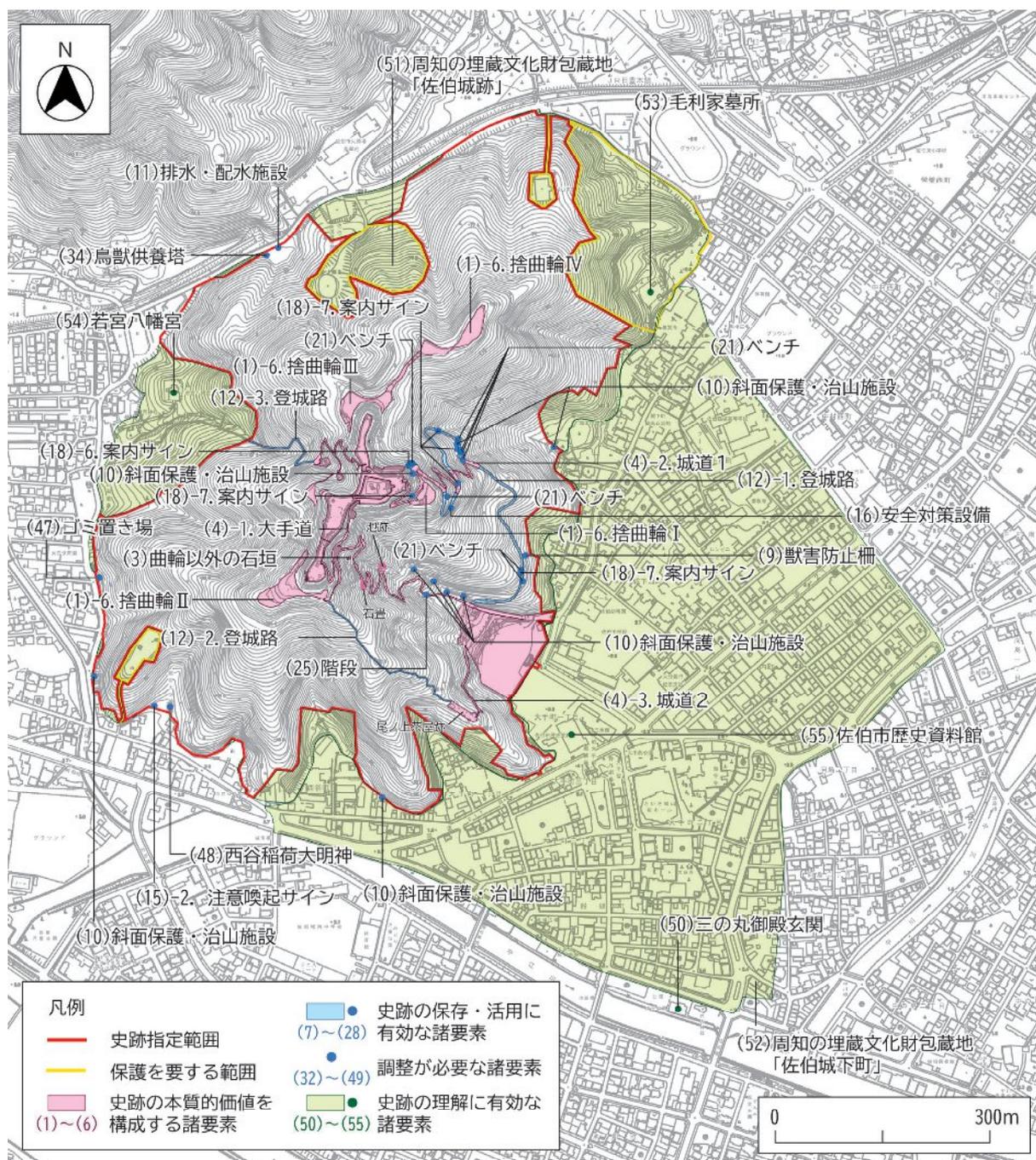


図4-2 構成要素位置図（山頂部・三の丸付近を除く）

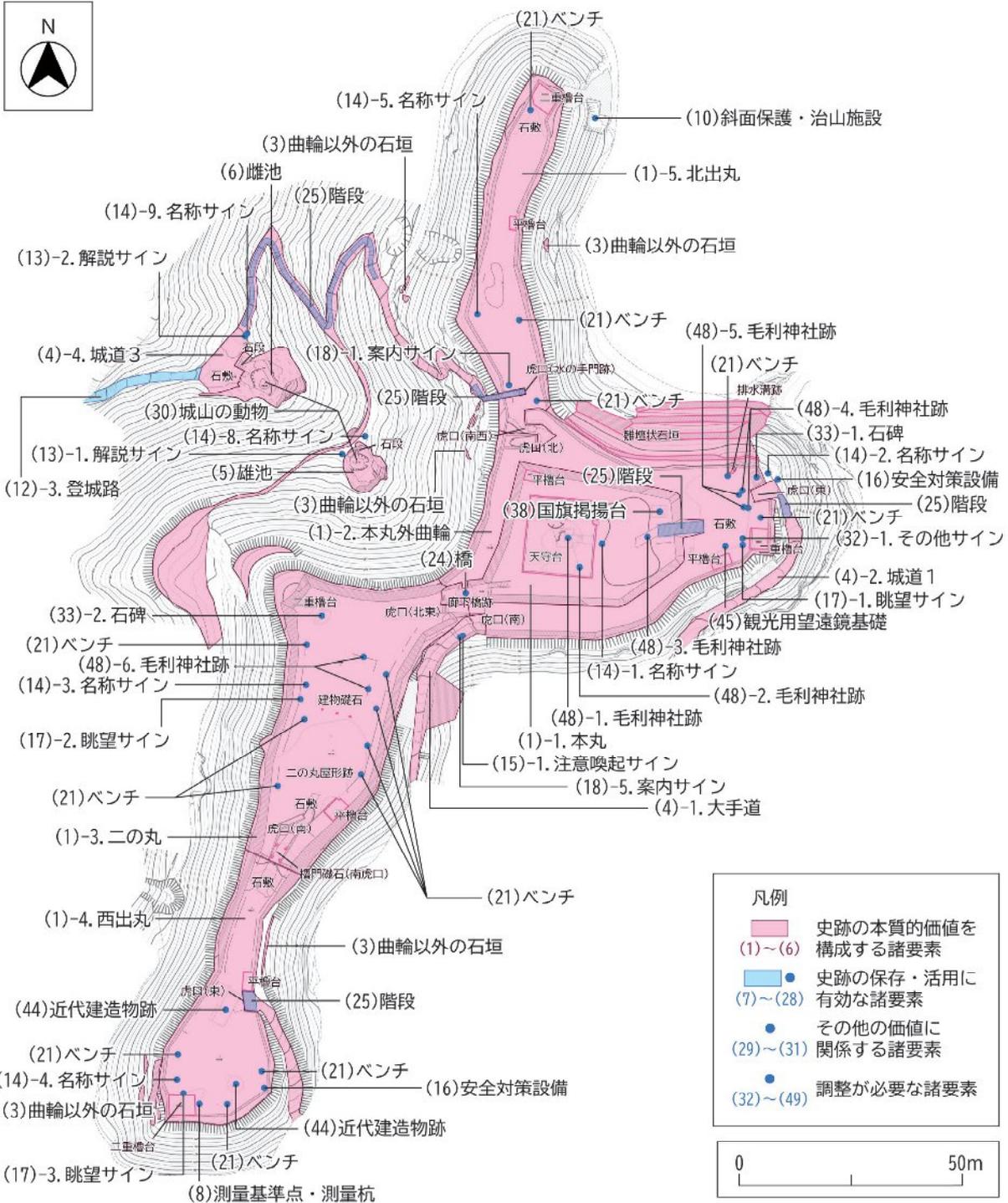


図4-3 構成要素位置図(山頂部)

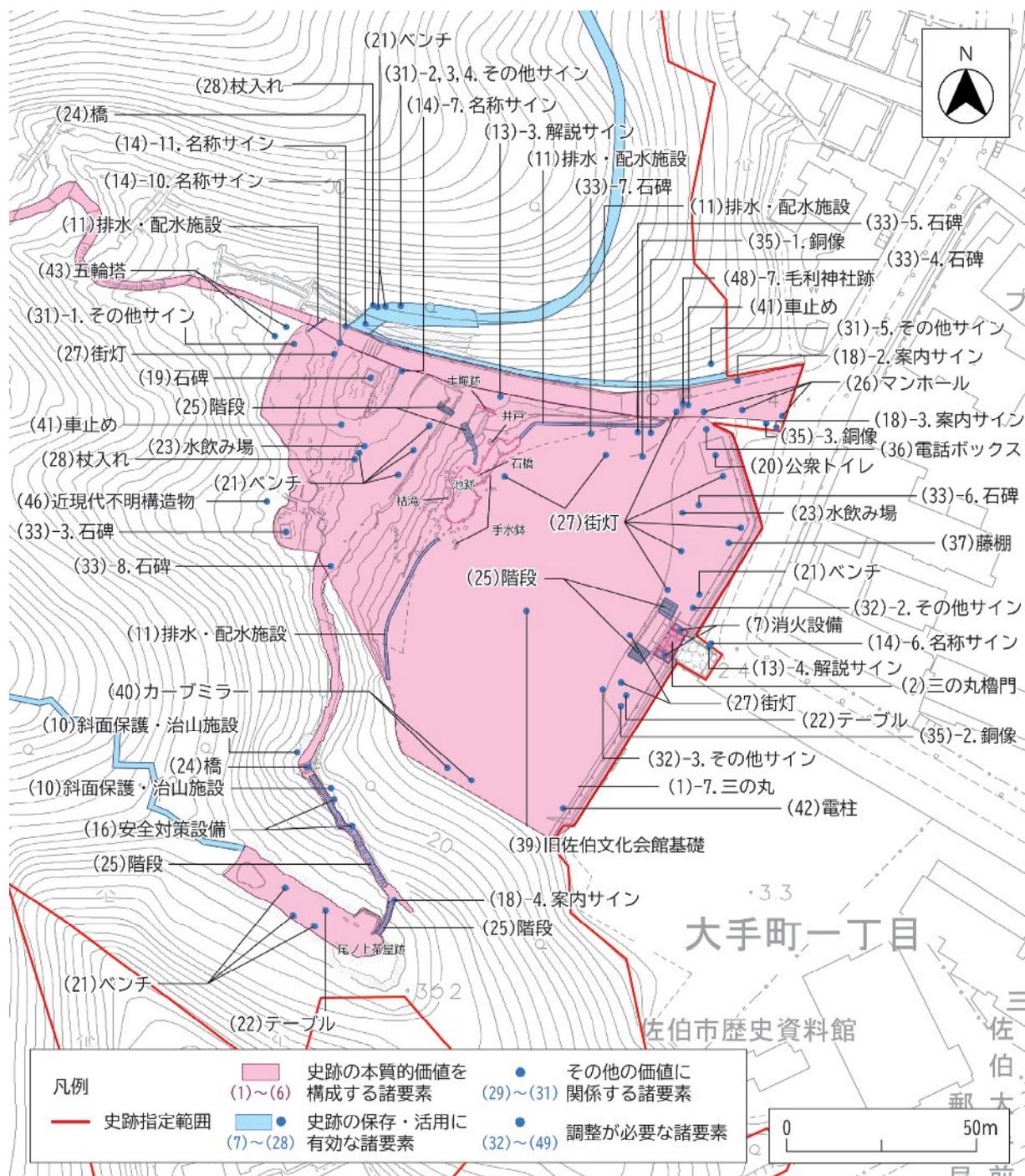


図4-4 構成要素位置図(三の丸付近)



(8) 測量基準点
(四等三角点)



(10) 斜面保護・治山施設
(擁壁)



(12) 登城路
1. 独歩碑の道の一部



(13) 解説サイン
1. 雄池



(13) 解説サイン
3. 国指定史跡佐伯城跡



(14) 名称サイン
2. 豊後佐伯城址



(18) 案内サイン
5. 登城の道下り口(左)

(15) 注意喚起サイン
1. 転倒注意(右)



(16) 安全対策設備
(ガードレール)



(17) 眺望サイン
1. 東側パノラマ



(19) 石碑
(城山還原之碑)



(24) 橋
(廊下橋跡)



(31) その他サイン
2. 多様な生き物



(33) 石碑
1. 独歩碑



(38) 国旗掲揚台



(44) 近代建造物跡
(円形遺構)



(48) 毛利神社
1. 祠